

# 御船町農業委員会会議録

令和4年1月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和4年1月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月11日(火) 13時30分～14時20分
2. 場 所 御船町役場 カルチャーセンター 2階 会議室

### 3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	坂本	保男	委 員	9 番	徳永	廣敏
委 員	4 番	野田	孝光	委 員	10 番	渡邊	義高
委 員	5 番	藤岡	雅子	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	福島	則義
委 員	7 番	森田	優二	委 員	13 番	竹崎	幸雄
委 員	8 番	池田	賢治	委 員	14 番	吉田	敏郎

欠席者 なし  
最適化推進委員 10名

### 4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第3号 買受適格証明願について
- 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 8 報告第1号 合意解約について
- 9 報告第2号 非農地判断について

### 5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥
係 長	緒方	弘和
主 査	前川	俊司
主 事	本田	美里

事務局

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。今年もよろしくお願いいたします。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、農業委員全員の出席をしていただいております。御船町農業委員会会議規則第 6 条により、本総会が成立することを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員、こちらも全員のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、1月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしくお願いいたします。

議長

皆さん、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。正月はどのように過ごされましたでしょうか。今年、初日の出が拝むことが出来たようです。新年当初ということで、委員会の方針のようなことをお伝えしたいと思えます。ご案内のとおり農地の集積について、これまで積極的な活動をしてきませんでした。そこで、農業振興課にある各係の集約した情報を落とし込んだ地図を担当区域別に事務局に作ってもらい、委員の皆さんに地主と耕作者を書き込んで貰う作業をして頂いた上で、農地の集約が出来ればと考えております。これは、早急に出来ることではなく、どの位の期間で出来るのか判りませんが、実施したいと思えます。また、町の広報紙があります。これに農業委員会の活動状況を掲載したいと思っております。方針とかも伝えることが出来ればと考えております。農業者は、田畑に動きがあるときは、農業委員会を通さなければならないということは、認識されているとは思えます。されど、啓蒙の意味でもアピールをしていきたいと思えます。前回の総会で坂本委員から、農地の貸し借りについて中間管理機構を通すことのメリットについて、説明してもらいたいとの意見がありました。一般の農業者の中にも同じような疑問をお持ちの方もおられると思えます。農業委員以外でも情報の共有が出来ればということです。これまでは、3年毎にある委員の改選時と毎年度当初の農作業賃金の決定時位しか、広報紙を活用していませんでした。これからは、周知徹底の意味もありますし、委員の皆さんにも色んな考えがあるでしょうから、何かあれば申し出くださればと思えます。ということで、ご協力方よろしくお願いいたします。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。13番 竹崎委員、14番 吉田委員よろしくお願いいたします。

いたします。それでは、議案第1号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。  
令和4年1月11日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。  
議案書の2ページをお願いします。

今月4条の申請は1件です。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積△㎡

申請者の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：駐車場 理由：4条県許可になります。

議長  
14番

それでは、申請番号①番、担当の吉田委員説明をお願いします。  
12月21日に田中推進委員と事務局で現地を確認しました。お手元の説明資料の4ページと5ページの地図をご覧ください。場所は、〇〇から〇道△号線に行き、〇〇方面に向かう際に右側に入った〇〇集落内に位置する小集団の農地になります。地目は畑で、1筆になります。現況については、7ページの写真を見てもらいますと自己保全をしている状態になっております。来客用の駐車スペースが必要なため、今回の申請となっております。一般基準の1から10において該当する部分は、全て適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長  
14番

はい、ありがとうございます。4条5条は関連があるようですが夫々に説明されますか。

4条が駐車場、5条が物置への転用ですので、5条の件は後で説明いたします。

議長

ご質問・ご意見は、5条の審議のときにまとめて受けたいと思います。それでは、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

3ページをお願いします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和4年1月11日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

今月は3件の申請がありますので、順番に読み上げさせてい

たきます。

申請番号①

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇△-△ 〇〇△号室  
〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積：△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇町〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △-△

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号③

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積：△m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号  
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

転用目的：物置 理由：5条所有権移転（県許可）

以上です。審議よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番から担当の藤岡委員お願ひいたします。

5 番

先ずは、場所の説明です。11 ページをお開きください。昨年12月21日に池田委員、森田委員、永本推進委員と事務局と現地確認を行っております。〇〇の交差点から〇〇の方面に行き、〇〇の手前の〇〇から左手の方に入った所になります。現状は、13 ページの写真をご覧ください。農地区分は、第3種農地になります。9 ページにお戻りください。面積は、495 m<sup>2</sup>になります。転用の目的は、個人住宅です。申請者は御船町内で住宅建設予定地を探していて、親族所有の農地を譲渡してもらうことになり、転用申請に至りました。排水関係になりますが、雨水は浸透枳を設置して、東側道路の側溝へ流します。汚水・生活排水も東側道路側溝へ流します。13 ページの写真をご覧ください。明確な境界が写真では判りませんが、隣接の農地は耕作されていません。この農地も同親族の所有で、特に支障が出ることも無いかと思われます。写真奥の家も、別の親族所有であ

り、こちらも隣接に関しては問題ないと思われま。一般基準の1から10まで、該当する箇所は適当と判断します。以上のことから総合判断として、許可相当と判断いたしましたので、皆さんのご審議をよろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませ  
んか。

2 番 砂利のところも、今回の申請地に入っているようですが。  
事務局 以前、奥の親族の住宅を建てたとき、建設用道路の乗り入れ口  
として使用したものが、そのままの状態に残っており、無断で  
造成したという程のことでもないし、違反転用にも当たらない  
と判断しております。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませ  
全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。  
はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。  
続きまして、申請番号②番、担当の森田委員説明をお願いいた  
します。

7 番 はい、はじめに場所の説明をします。本日配布した1枚物の地  
図をご覧ください。12月21日に池田委員、藤岡委員、永本推  
進委員と事務局で現地を確認しました。〇〇近くの〇〇線沿い  
に位置する小集団の農地になります。転用地は、畑の1筆にな  
りますが、現状は19ページの写真でお判り出来ると思いま  
すが、耕作状態になっております。所有者は〇〇町内にお住ま  
いの方です。利用者は隣地で〇〇業を営んでいる法人で、受注工  
事の増加に伴い、現在の敷地では対応できないため今回の申請  
に至りました。次に、16ページをお開きください。土地利用  
計画の内容としては、申請地は、事業計画書、土地利用計画図  
に書いてありますように、〇道側から砂利置場、残土、管材置  
場を整備し、残りを重機の転回スペースとして利用する計画で  
す。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、全  
て適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可  
相当と判断いたしました。皆さんのご審議をよろしくお願  
いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませ  
んか。

3 番 この近辺の農振地域は、〇〇から先の東側だったでしょうか。

- 7 番 15 年位前に、道路の右側は農振地域から外れていますが、○  
○から先の東側は今も農振地域のままとっております。  
議 長 その農振地域は、ある程度の広さがあるのですか。  
事務局 面積は、15ha 程あります。  
7 番 この地域の農振を外し開発していくかは、先のことになるかも  
知れませんが、今後の課題としてはあります。  
議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。  
全委員 ありません。  
議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。  
はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。  
続きまして、申請番号③番、担当の吉田委員説明をお願いいた  
します。
- 14 番 場所は、○○から○道△号線に行き、○○方面に向かう際に右  
側に入った○○集落内に位置する小集団の農地になります。  
23 ページと 24 ページが地図になります。地目は畑であり、現  
況は 26 ページの写真を見てもらいますと、家庭菜園をされて  
いる状態です。敷地内で菜園をしているため、本来は、宅地扱  
いになりますので、始末書が提出されております。申請者は家  
族の成長に伴い、収納場所に困っており、外に収納場所を確保  
するのに物置を設置したいため、今回の申請に至りました。な  
お、農地区分は第 2 種農地になります。一般基準の 1 から 10  
において該当する部分は、全て適当と判断します。以上の方  
ご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。この案件は、4 条申請も含め  
て、ご質問・ご意見を受けたいと思います。
- 2 番 24 ページの地図の、四角で囲んである所が申請地ですか。  
14 番 赤色の三角で表示してある所が、申請地になります。  
事務局 判りづらいので、事務局から説明させていただきます。24 ペ  
ージの地図で、4 条申請地・5 条申請地と小さい三角で表示して  
あります。4 条申請の転用目的は、駐車場用地。5 条申請は、物  
置ということです。25 ページは、5 条申請の物置の配置図に  
なります。26 ページは、宅地の一部の家庭菜園の状況写真で、  
赤線で示した三角の中に物置を設置するという事です。なぜ  
こういうややこしい地図になっているかといいますと、25 ペ  
ージの配置図の下に水路があります。これは字図にこのように

表示されているもので、実際はここに水路はありません。今回農地転用の申請と同時に、水路の付替申請を町の建設課にされております。実際の水路は、26 ページ写真のフェンスの外側を囲むように通っています。現況の形に合った付替申請をされたことで、土地が出来たということです。5 条の物置を設置するための土地は所有者から譲り受けて使用したいからということでの申請になります。4 条の駐車場の部分は、こちらも水路の付替をしたことによりできた土地を、敷地の一部として引き続き使用したいからということでの申請となっています。

2 番  
事務局  
12 番

字図では、畑として残っていたということですか。  
地目が畑で残っていたということになります。

議 長  
事務局

申請者が、土地を所有した時に手続きをしておくべきだったということですかね。  
検査もするでしょから。  
字図に有った水路を見落とししていたかどうかということになります。

議 長  
事務局

5 条申請の土地は、申請者の所有地じゃないのですか。  
実際、申請者使用していますが、字図上は譲渡人の所有地になります。26 ページの写真のフェンスの奥の方も、譲渡人の所有地であります。申請者が住宅を建てた時に、字図上は水路が有ったのに分からずに綺麗な四角の形に造成されてしまい、実際は、字図上は、敷地の中に水路が通っていたということです。

議 長  
事務局  
議 長  
事務局

申請者は、ここも自分の土地だと思い使用していたが、字図上は、他人の土地で野菜を作っていたということですね。  
おそらく、そうだと思います。

議 長  
10 番(推)

これは、測量時のミスということですね。  
申請者も、そこまで細かく把握されてはいなかったであろうと思われる。

事務局

他に、ご質問・ご意見はございませんか。  
説明資料の 3 ページですけど、申請地所有者に譲渡の承諾をもらったとありますが、自己所有地なのでこの文章で良いのか疑問に思います。  
ただ今のご指摘は、その通りです。申請者が、代理人の行政書士に 4 条 5 条併せて依頼していますので、その点混同して間違われたようです。県に書類を送達する際、この文書は訂正して頂きます。



議 長  
3 番  
事務局

申請番号③については、ご理解いただけましたでしょうか。  
5 条申請の件は、売買は済んでいるのですか。  
面積は非常に狭いもので、当人同士の細かいやり取りまでは承知しておりませんが、申請書上は売買という形になっております。

議 長  
全委員  
議 長

他に、質問等ありませんか。  
ありません。  
それでは、4 条 5 条併せて許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、議案第 3 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案書の 5 ページをお願いします。  
議案第 3 号 買受適格証明願があったので意見の決定を求める。

令和 4 年 1 月 11 日提出 御船町農業委員会 会長 富田早苗。  
先ず、買受適格証明について説明します。熊本国税局によって〇〇地区の農地が 1 筆公売になっております。入札の参加に当たっては、買受適格証明書が必要になります。農地法第 3 条と同様で、5 反要件、農作業従事日数、機械の保有等の証明がないと許可できないこととなります。それでは、読み上げます。  
所有者の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇  
申出者の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△番地 〇〇 〇〇  
物件：〇〇町大字〇〇△-△ 地目：畑 面積：△㎡  
入札期日：令和△年△月△日 開札する場所：熊本国税局  
申出者の経営状況

自作地：田 16,302 ㎡ 畑 4,952.03 ㎡ 計 21,254.03 ㎡

小作地：田 52,889 ㎡ 畑 0 ㎡ 計 52,889 ㎡

従事者数：5 人 農機具：トラクター1 台 コンバイン 1 台  
田植機 1 台 軽トラック 1 台 以上です。

議 長

公売物件ということで、あまり馴染みのない案件ではあります。申出者は、町内在住で、証明書の発行に伴う要件は満たしています。許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、議案第 4 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 7 ページをお願いします。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 4 年 1 月 11 日提出 御船町農業委員会 富田早苗。

8 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。4 件の申請が上がっております。田の 7,265 m<sup>2</sup>、計 7,265 m<sup>2</sup>です。続いて、9 ページに再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。13 件申請が上がっております。こちらにも合計値のみ読み上げます。田の 73,464 m<sup>2</sup>、畑の 3,805 m<sup>2</sup>、計 77,269 m<sup>2</sup>です。

続いて、10 ページをお願いします。

利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）を掲載しております。1 件の申請が上がっております。田の 2,901 m<sup>2</sup>計の 2,901 m<sup>2</sup>です。

続いて、11 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 4 年 1 月 11 日提出 上益城郡御船町

12 ページに、令和 4 年第 1 回農用地利用集積計画総括表を掲載しております。左側が今月分となります。田の 80,729 m<sup>2</sup>内再設定が 73,464 m<sup>2</sup>、畑の 3,805 m<sup>2</sup>内再設定が 3,805 m<sup>2</sup>、計の 84,534 m<sup>2</sup>内再設定が 77,269 m<sup>2</sup>です。所有権移転が田 2,901 m<sup>2</sup>計の 2,901 m<sup>2</sup>です。続いて右側の本年累計です。田の 80,729 m<sup>2</sup>内再設定が 73,464 m<sup>2</sup>、畑の 3,805 m<sup>2</sup>内再設定が 3,805 m<sup>2</sup>、計の 84,534 m<sup>2</sup>内再設定が 77,269 m<sup>2</sup>。所有権移転が田 2,901 m<sup>2</sup>計の 2,901 m<sup>2</sup>。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、事務局の説明に承認していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、報告第 1 号と第 2 号について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の 13 ページをお願いします。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 4 年 1 月 11 日提出 御船町農業委員会

今月は、3 件の合意解約が出ております。14 ページと 15 ページに渡って掲載しておりますのでご確認をお願いします。

議案書の 16 ページをお願いします。

報告第2号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和4年1月11日提出 御船町農業委員会

17ページをご覧ください。12月17日に大字御船で1筆、大字滝川で1筆、計2筆の1,102㎡を非農地と判断し、非農地通知書を発行しておりますので、報告いたします。以上です。はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

議長

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

13番

㊟

14番

㊟